

自然科学研究機構生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会規則

平成29年4月1日
生研規則第1号

(設置)

第1条 自然科学研究機構生理学研究所（以下「研究所」という。）に、ナショナルバイオリソースプロジェクト「ニホンザル」の母群の飼養及び保管等に係る重要事項を審議するため、自然科学研究機構生理学研究所「ニホンザル」バイオリソース母群検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- 一 飼養及び保管方法等に関すること
- 二 疾病の原因究明・感染防護に関すること
- 三 啓発活動・情報発信に関すること
- 四 その他母群に関すること

2 委員会は、前項に関し調査及び審議を行った結果について、生理学研究所長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、常任委員10名以内及び専門委員10名以内を構成員として組織する。

2 常任委員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 研究所の教授又は准教授
- 二 研究所の職員以外の学識経験者
- 三 その他研究所長が必要と認める者

3 専門委員は、研究所の職員以外の特定の事項に関する学識経験者とする。

4 第2項第2号及び第3号並びに前項の委員は、研究所長が委嘱する。

(任期)

第4条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。

3 専門委員の任期は、常任委員の任期を超えないものとし、その者の任命に係る特定の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解くものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、常任委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができな

い。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(構成員等以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者（以下「オブザーバー」という。）を委員会に出席させ、必要に応じてオブザーバーの意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター総務部国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年10月3日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

2 この規則施行の後、最初の任命に係る委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。